慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	禁衛府の構造に関する一考察 : 制度・ 組織・ 人事を中心として
Sub Title	A Study on the Organization of the Imperial Police Guard (Kineifu) : With Special Reference to its System, Organization and Personnel
Author	藤井, 徳行(Fujii, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.1 (1995. 1) ,p.259- 300
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村勝範教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950128-0259

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

禁衛府の構造に関する一考察

――制度・組織・人事を中心として――

藤井徳行

一　問題の所在
二　禁衛府官制の成立
三　皇宮衛士總隊
四　皇宮衛士隊
五　衛士の守衛勤務
六　結　論

一　問題の所在

すでに筆者は禁衛府の研究については、昭和二十年官制成立にいたるまでの経緯について稿を纒めたことがある。(1)旧稿では、昭和二十年八月十五日の敗戦以後、いつ、どこで、誰が、いかなる経過を経て、いかなる目的のために、

いかなる意識で、いかなる禁衛府を創ろうとしたか、といった問題を設定し、起案の前後から、政府決定を経て、官制樹立に至るまでの過程を実証主義的に解析して、解答を得た。

確かに筆者は禁衛府の全貌を明らかにすることを目的にしていた。しかし、それだけでなく、日本再軍備構想の存在の有無を検証することにも深い関心を抱いていたのである。日本軍部の高級将校の中には、アメリカの対日初期占領政策の基本方針のなかに日本軍部の一切の武装を放棄する、という文言があるにも拘わらず、いつか日本の再軍備をしなければならない時期が来るから、その時のために、再軍備の核となるべきものを残置し、来るべき時のために準備しておかなければならない、とする構想があったに違いないとの仮説を筆者は立てたのである。その際には、第一次世界大戦終結後の敗戦国ドイツにおいて、ゼークト将軍の主張する十万人の警察軍が許されて、それがドイツ再軍備の核になった教訓がきっと参考にされるだろうと。(2) 禁衛府がまさにそれではないかというのが筆者の仮説である。

以上の設問と仮設は旧稿でも禁衛府成立へ向けての政策決定過程を政府部内資料やインタビューを重ねて、解決への努力をしてきたつもりである。

本稿ではかかる仮説を禁衛府官制成立以後、制度、組織、人事を調べることによって、さらに検証していきたいと考えている。

二　禁衛府官制の成立

まず禁衛府の成立について論述したい。

すでに考察してきたように、昭和二十年八月十五日以後、陸軍省軍事課島貫重節課員を中心にして起案された「近衛第一師団ノ復員、禁闕守衛ニ関する件」が二十八日頃、下村定陸軍大臣の決裁を得て、二十九日の終戦処理会議で

決議され、九月三日、陸軍大臣名で関係部隊に発令された。近衛第一師団は翌四日から復員業務を開始し、十日午前零時をもって完結する。この時以後、禁衛府衛士總隊が禁闕守衛に当たることとなった。

以下のごとき禁衛府官制が公布されたのは九月十日である。(3)

禁衛府官制の第一条には「禁衛府ハ宮内大臣ノ管理ニ属シ警衛、守護、消防及衛生ニ関スル事ヲ掌ル」とあるが、大切なことは宮内大臣が管理するということ、ついで管理下の諸部のうち警衛、消防及び衛生のことを久しく担当してきたのが、皇宮警察であるということである。「警衛」も「守護」も同義語のごとくみえるが、用語上、「警衛」は皇宮警察の職務で、「守護」が近衛師団の、すなわち、ここでは皇宮衛士總隊の職務である。これらのことについては後に論じたい。

ついで、第二条で「禁衛府ニ総務部、皇宮警察部及皇宮衛士總隊ヲ置ク」として、禁衛府の職務を三つの部ないしは總隊に分けたとあるが、具体的な職務分掌は第三条の「総務部、皇宮警察部及皇宮衛士總隊ニ於ケル庶務ノ分掌ハ宮内大臣之ヲ定ム」の規定を受けて、別に「禁衛府分課及編成規程」(4)が定められている。

禁衛府は勅任官たる長官および次長をはじめ、次の二部一隊の職員で構成される（第四条）。

総務部長	事務官	属	技師 技手
皇宮警察部長	皇宮警視	皇宮警部	
皇宮衛士總隊長	皇宮衛士監	皇宮衛士長	

総務部の実際の人事的性格は後述するが、ここでは部長以下文官の形を取っていることに着目しておきたい。

禁衛府長官は府務を掌理し、所部職員を指揮監督する。次長は長官をたすけ、長官事故の時はその職務を代理する（第五、六条）。この二職に次ぐ二部一隊の職員の職掌を箇条書きにすれば、次のごとくである（第七から第十七条）。

1、総務部長（勅任又は奏任）　上官の命を承け部務を掌理し所部職員を監督。

事務官（奏任）　庶務を分掌。専任十七名。
属（判任）　庶務に従事。
技師（奏任）　技術のことを分掌。専任一名。
技手（判任）　技術に従事。

2、皇宮警察部長（奏任）　上官の命を承け部務を掌理し所部職員を指揮監督。
皇宮警視（奏任）　警衛及び消防のことを分掌。専任七名。
皇宮警部（判任）　警衛及び消防に従事。

3、皇宮衛士總隊長（勅任又は奏任）　上官の命を承け隊務を掌理し皇宮衛士總隊を指揮監督。
皇宮衛士監（奏任）　守護儀仗の事を分掌。専任百八十名。
皇宮衛士長（判任）　守護及び儀仗に従事。

最後に附則で「本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」と官制の効力発効を記すほか、「本令施行ノ際現ニ皇宮警視又ハ皇宮警部ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各皇宮警視又ハ皇宮警部ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス」として、従来宮内省官制下に存在し続けた皇宮警察関係に特段の措置が講じられている。

かかる禁衛府官制が公布される二日前の九月八日、宮内省官制が改正され、皇宮警察を管轄していた警衛局が廃止されて、新たに禁衛府が設置され、宮城守衛の任に当たることとされた。よって禁衛府は宮内省の一部局として位置づけられる。

近衛の栄光と誇りの源泉はその創設以来天皇及び天皇の住居たる宮城を警護し、天皇の命令を直接受けて行動することにあるとされた。明治五年の近衛條例に、「一　近衛ノ都督ハ直ニ聖旨ヲ奉シ職務ニ従事スト雖モ定例外ノ事務ハ必ス陸軍卿ノ決ヲ取テ始テ服行スルヲ許ス」とある。明治七年の改正では第三条に「都督」が「将官」に改められ、

明治十五年、同十八年の改正で再び「都督」に書き改められ、明治二十四年の近衛師団司令部條例で、近衛「師団長」となる等のことはあるが、近衛の平時常例の職務については一貫して天皇の意志、命令を直接承けて職務に従事し、平時常例外の事務については陸軍卿（大臣）の決済を必要としたのである。(5)

今回の禁衛府官制ではかかる天皇の「聖旨（上旨）ヲ奉シ」という、天皇に直隷する意味を表す文言は見あたらない。また、禁衛府官制成立時は東久邇内閣で下村定陸軍大臣、ついで幣原内閣でも十二月一日までは陸軍大臣名で下村が留任したにもかかわらず、陸軍大臣の職名はこの官制からは消えてしまった。

つまり近衛師団は近代日本常備軍の、なかんずく日本陸軍の一組織であったものが、禁衛府と衣替えして、文官たる、宮内大臣の管理下に置かれることになったのである。

また宮内大臣は「大臣」とあるが、明治十八年十二月二十二日、太政官制を廃止し内閣制度が創始されたが、この内閣に列する大臣とは立場を異にする。すなわち、同日、太政大臣三條實美は勅を奉じて、各「官省院廳府縣」に次のごとく達している。(6)

今般太政大臣左右大臣参議各省卿ノ職制ヲ廃シ、更ニ内閣總理大臣及宮内外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務逓信ノ諸大臣ヲ置ク。内閣總理大臣及外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務逓信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス

前段で宮内大臣を設置したことを告げているが、後段では宮内大臣を除く各大臣で内閣を組織することを明らかにしている。

やはり、同日、「内閣職権」が定められたが、その第一条「内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統督ス」とある。宮内大臣は内閣總理大臣を首班とする各大臣の列に加わらないだけでなく、管下の組織たる宮内省は内閣總理大臣の「統督」する「行政各部」から除かれている。

そこで、新たに初代宮内大臣に任命された伯爵伊藤博文は明治十九年二月四日、勅を奉じて「達　宮内省第一号」

で、宮内省官制を定めている。[7] 初めに「宮内大臣」の項があり、「帝室ノ事務ヲ總判シ宮中職員皇族職員ヲ統督シ華族ヲ管理スルコトヲ掌ル」とある。帝室の存在そのものが「公」ではあるが、強いていえば帝室の「家政」の總判者が宮内大臣といえるだろうか。

要するに、新生「近衛」たる禁衛府は陸軍大臣の管轄から離れた所に位置して、「軍隊」と無縁となり、内閣總理大臣の管轄からも独立して、一応「国政」とも距離を置く存在となったといえる。

ついで、このことは禁衛府官制公布の法令の種別からも明らかとなる。すなわち、該官制が一般的な法律としてではなく、皇室令第二十二号として発布されたことである。

法律公布の形式は明治十九年二月十三日、勅令第一号によって「公文式」が発布される以前は太政官布告、太政官達の形式であったが、これより、「法律」、「勅令」、「閣令」、及び「省令」という形式が整えられた。さらに明治四十年二月一日、勅令第六号によって、「公文式」を廃止し、「公式令」を制定して、新たに「皇室令」という法形式が採用された。次に掲げる公式令第五条がそれである。[8]

皇室典範ニ基ツク諸規則、宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ関シ勅定ヲ経タル規程ニシテ発表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

そもそも皇室典範は帝国憲法と同時に皇室の家法として枢密院に諮詢の上「御治定」されたものであり、本来は「皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スルモノニ非ス」との見地から、その改正についても議会の協賛を必要としない。宮内省官制もまた皇室家政の制度組織を明らかにしたものであって、その制定経緯からして同様の扱いと考えられる。そこで、宮内省の管轄となる、禁衛府官制については公式令により、石渡荘太郎宮内大臣が副署し、皇室令として特別な形で公布されたものである。[9]

いまひとつ、禁衛府官制に見る特徴は「ポリス・ガード」という位置づけでは納得できない皇宮警察部と皇宮衛士總隊の格付けの相違である。

まず近衛師団から移籍した長官、次長は勅任官である。

皇宮警察部長、皇宮警視は奏任官であり、皇宮警部は判任官である。

皇宮衛士總隊長は勅任官又は奏任官、皇宮衛士監は奏任官、皇宮衛士長は判任官である。

皇宮警察には官制上は勅任官は置かれていない。これに比して皇宮衛士總隊関係は旧近衛出身であるから、軍人としての官等は高かった。文武高等官官等表によれば陸海軍大臣・陸海軍大将は親任官、次官や中将が一等、参事官や少将が二等で、ここまでを勅任官という。つまり、禁衛府長官、次長、皇宮衛士總隊長までは勅任官たる将官をもって充てることが予定されている。ついで、大佐は三等、中佐は四等、少佐は五等、大尉は六等、中尉は七等、少尉は八等で、三等から九等までが奏任官であるから、皇宮衛士監は佐官・尉官の将校が予定されている。皇宮衛士長は判任官であるから、准尉や曹長を充てようとしたことが分かる。すなわち、皇宮警察とはいえ、いわゆる警察官と高級軍人との官等の差をそのまま持ち込んでいることが指摘できるし、ただ単なる「ポリス・ガード」たる警察官の組織としては官等の高い高級官僚が多すぎるといえよう。

それでは禁衛府の組織はどのように編成されていたであろうか。

該官制第三條「総務部、皇宮警察部及皇宮衛士總隊ニ於ケル庶務ノ分掌ハ宮内大臣之ヲ定ム」の規定により、宮内大臣は同日付けで、「宮内大臣訓令第二一号」をもって、禁衛府分課及編成規程を制定しているので、それを見てみたい。左に掲げるがごとくである。(10)

禁衛府分課及編成規程

第一条　総務部ニ庶務課、企画課、経理課、器材課及衛生課ヲ置ク

第二条　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　職員ノ進退身分ニ関スル事項
二　官印ノ管守ニ関スル事項
三　文書ニ関スル事項
四　前各号ノ外他部課ニ属セサル事項
第三条　企画課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　企画ニ関スル事項
二　情報及ヒ通信ニ関スル事項
三　警衛守護ニ関連スル渉外事務ニ関スル事項
第四条　経理課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　会計経理ノ証明ニ関スル事項
二　庁用人夫ノ雇傭及使役ニ関スル事項
三　物品ノ購入保管及出納ニ関スル事項
四　不用物品ノ処分ニ関スル事項
五　建物ノ管理及営繕ニ関スル事項
第五条　器材課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　器材ノ購入ノ整備保管及出納ニ関スル事項
二　不用器材ノ処分ニ関スル事項
第六条　衛生課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
一　消毒ニ関スル事項
二　防疫ニ関スル事項
三　前各号ノ外衛生ニ関スル事項

第七条　皇宮警察部ニ警務課、警衛課及ヒ消防課ヲ置ク

第八条　警務課ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル

一　守門其ノ他警備ニ関スル事項

二　門鑑等ニ関スル事項

三　遺失物、埋蔵物及ヒ漂流物ニ関スル事項

四　調査及ヒ視察ニ関スル事項

五　前各号ノ外他課ニ属セサル事項

第九条　警衛課ニ於テハ側近警衛ニ関スル事ヲ掌ル

第十条　消防課ニ於テハ左ノ事ヲ掌ル

一　消防ニ関スル事項

二　消防用機械器具ノ整備ニ関スル事項

第十一条　皇宮衛士總隊ハ本部、第一皇宮衛士隊及第二皇宮衛士隊ヲ以テ編成シ、守護、儀仗及奏楽ノ事ヲ掌ル

第十二条　皇宮衛士隊ハ本部ニ二個大隊及ヒ輸送隊ヲ以テ編成ス

第十三条　第一皇宮衛士隊ニ特別儀仗隊、第二皇宮衛士隊ニ奏楽隊ヲ置ク

附　則

本令施行ノ際警衛局職員ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セザルトキハ禁衛府勤務ヲ命ゼラレタルモノトス

すでに禁衛府官制附則にも皇宮警視又は皇宮警部は辞令をもらわなくても皇宮警視又は皇宮警部等の官等俸給のまま禁衛府に採用されるとあるのを見たが、この附則においても元警衛局職員、すなわち皇宮警察関係の職員はそのまま、辞令書公布のないまま禁衛府職員となり、同一建物を使用しながら皇宮警察部を形成することが明らかにされている。新生「近衛」たる皇宮衛士總隊が占領軍ににらまれない安全組織たる皇宮警察組織に自らを「警察」にカモフラージュさせてもぐり込んだ感じを与える一文である。

事実、近衛から禁衛府に移った者には次に掲げるような辞令が出されている。例示するものは終戦時近衛歩兵第一連隊勤務陸軍少佐橋本賢次氏と第二連隊に陸軍伍長として勤務していた真鍋豊次氏のものである。発令者が大臣と長官の違いがあるのは高等官と判任官待遇の官職の相違に基づくものである。真鍋氏の用箋には八行罫紙で上欄外中央部分に宮内省と四角に囲んで印字してあるものが使用されている。

陸軍少佐　橋本賢次

任皇宮衛士監

叙高等官五等

昭和二十年九月十日

宮内大臣正三位勲一等石渡荘太郎宣(11)

真鍋豊次

皇宮衛士ヲ命ス

月俸四十五圓支給

昭和二十年九月十日

宮内省

ついで、真鍋は

皇宮衛士　真鍋豊次

皇宮衛士長補ヲ命ス

昭和二十年九月十日

禁衛府長官

表1　禁衛府組織表

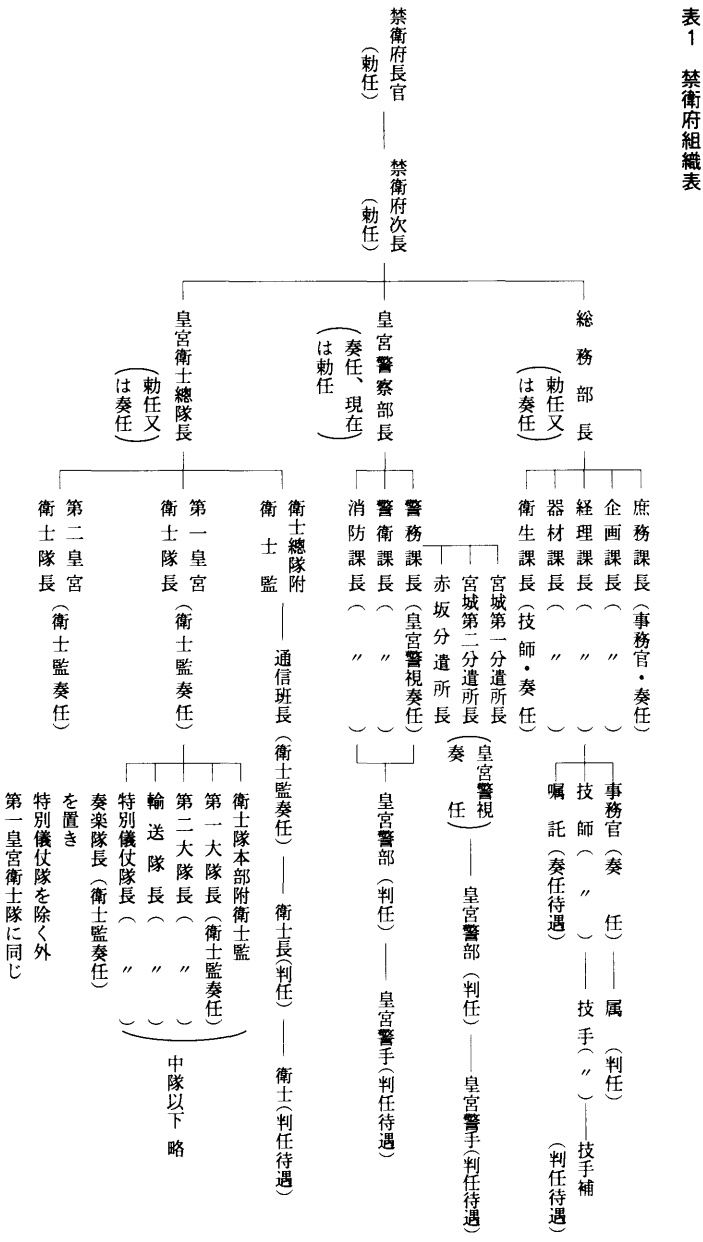

＊臨時皇宮衛士教習所編刊『禁闕閲守護教科書（巻一）』、五八頁参照。

の辞令ももらい、皇宮衛士長補として勤務することとなった。[12]

また「分課及編成規程」とあるが、「分課」は第十条の消防課までであってここまではいわば皇宮警察の関係である(元々皇宮警察に所属していた衛生課以外の総務部の課はいずれの組織にも必要な課である)。ただし総務部には長官以下、後述するように多数の近衛師団の復員将校が入っていることを指摘して置かねばならない。しかし、ここで「編成」という語は単に組織編成を表すのでなく、軍事用語である。軍隊組織の編成を表すために使用されていると言っていい。よって、「編成規程」の語は皇宮衛士總隊について規定する第十一、十二、十三条のためだけに掲げられていると言える。

要するに、「分課」、「編成」と二つの語を繋いでいることに見られるように、本来異質な組織を、「禁闕守衛」という同位概念で結びつけたにすぎないものである。

さて、これらの規程を組織表にすると別掲、**表1**のごとくである。

最後に、禁衛府の人事を見ておきたい。

まず、禁衛府の定員である。『皇宮警察史』所載の昭和二十一年一月二十五日現在のものによれば次のごとくである。[13]

官等	内容	
長官	一	
高等官	一五九	総務部長 一

	事務長	一四	
	技師	一	
	衛士監	一三五	
	警察部長	一	
	警視	七	
奏任級(嘱託) 三七			
判任官 一六四	属	一四	
	技手	五	
	衛士長	八八	
	警部	四七	
	警手	一〇	
判任待遇 二、一〇七	衛士長補	二六四	
	衛士	一、一九一	
	技手補	八	
	警手	六四四	
雇員 一三七	(内警察部)	(一八)	
傭人 三八六	(内警察部)	(八四)	

初代禁衛府長官には後藤光蔵陸軍中将が就任した。後藤は終戦前夜、いわゆる宮城事件で斃れた森赳近衛(第一)師団長の後任として、八月十五日、第一総軍参謀副長から転出して最後の近衛師団長に着任したばかりであった。(14)

後藤は禁衛府長官就任に当たり次のごとき訓辞を述べている。

本日茲に禁衛府の編成を完結し、皇宮警察部並びに前近衛師団の任務を継承し、皇宮の警衛守護等に関する重任に就かんとす。光蔵乏しき以て禁衛府長官の大任を拝す。誠に恐懼感激に堪えず。いよいよ純忠奉皇の誠を致し、諸官と共に身を挺して重責完遂に邁進せんとす。(中略)此の時にあたり禁衛府に職を奉ずる者は、宜しく宮中に奉仕するの光栄を感佩するとともに、深く其の重責を体認し、出身経歴に拘泥せず、職役を偏守せず克く至誠殉皇の大義に徹して相融和し、戮力協心、府内渾然一体の実を挙げ、速かに鞏固なる団結を結成し、以て情勢の推移に処し、百難を克服して皇宮を守護し奉り、皇国永平の礎確立に殉ぜんことを期すべし。

戦争に負け、占領軍が進駐し、いかなる事態となるか、未来予測が全く立たない中での後藤のこの訓辞からは国体護持、玉体守護の重責にたいする悲愴感が滲みでているといえる。近衛を代表し、長官に就任したが、上記重責を完遂するためには皇宮警察と近衛の「出身経歴に拘泥せず、職役を偏守せず」、「戮力協心、府内渾然一体」の実を挙げなければならなかったのである。

次長には菊池盛登元静岡県知事が就任した。菊池は内務省出身、警察畑の人物である。後藤と違って文官である。菊池は翌二十一年一月二十四日、後藤長官の退任をうけて第二代禁衛府長官となる。(15) そもそも近衛と関係のない菊池を次長に据えたこと、二十一年のこの時点で、後藤を退任させ、菊池を後任の第二代禁衛府長官にしたことは、「近

衛」の旧軍イメージを隠し、宮城を警衛守護するだけが職務の「警察」イメージを作り上げるためではなかったか。特に昭和二十一年の初頭頃から共産党などによる軍国主義攻撃が開始されてからはなおさらであろう。しかし、これについての考察は別稿に譲りたい。[16]

総務部長は近衛（第一）師団参謀長の石川晋大佐が就任した。石川は著名な芥川賞第一回受賞作家の石川達三の兄である。[17]

禁衛府総務部の主体となったのは復員した近衛（第一）師団司令部の職員である。総務部所属の高等官職員の全氏名は別掲した**表2**「禁衛府高等官職員表　昭和二十年十一月二十日　禁衛府」に明らかである。総務部が使用した建物は旧近衛師団司令部のそれであるから、近衛の師団司令部勤務がそのままその場所で禁衛府総務部に勤め替えしたことになる。

それでは終戦時の近衛師団司令部の状態とそれが禁衛府総務部にいかに移行していくかを禁衛府総務部企画課長であった川合了中佐と皇宮衛士監橋本賢次少佐へのインタビューを参考にして論述したい。[18]

まず八月十四日以前の近衛師団は師団長森赳中将、参謀長水谷一生大佐で、先任参謀に石原貞吉少佐、ついで古賀少佐、三番目の参謀が溝口昌弘少佐であった。通常は参謀定員は三名で、このうち溝口は日光に疎開中の皇太子警備の指導に出張中であった。十四日夜、天皇の戦争終結を阻止せんとするグループによってクーデターが計画されたが、近衛師団の決起を肯んじない森師団長を陸軍省軍務局課員畑中少佐と陸軍航空士官学校生徒隊附上原大尉が殺害し、宮城を占拠するいわゆる「宮城事件」が起きた。これに同調した古賀参謀は自決。宮内省は近衛に不信感をもった。そこで、翌十五日、師団長以下大幅な人事異動が行われたのである。

師団長に、元侍従武官で天皇の信任の厚い後藤光蔵中将が親補され、宮城事件の責任で更迭された水谷参謀長の後に陸大教官で当時甲府にいた石川晋大佐が補された。十六日、参謀は増員強化されて、先任参謀に大本営陸軍参謀の

表2　禁衛府高等官職員表　　昭和二十年十一月二十日　　禁衛府

総務部

所属	職	官	氏名
長官		①	後藤　光蔵
次長		①	菊池　盛登
総務部長		③	石川　晋
庶務課	課長	事務官　④	大谷喜一郎
	勤務	同　④	高山　利夫
	同	同　⑤	高橋　政義
	同	同兼衛士監⑥	本田　一夫
	同	同　⑥	野村　眞映
	同	事務官　⑦	松井彌吉郎
	同	同　⑤	三枝　三郎
		兼宮内事務官	
輸送班	班長	嘱託	川崎　芳英
	勤務	同	本田　営助
	同	同	嶋田　利作
企画課	課長	事務官　④	川合　了
	勤務	同　⑤	藤吉　誠之
	同	同　⑤	松野　治郎
	同	同　⑤	溝口　昌弘
	同	同　⑦	山本　成雄
	同（第一皇）	衛士監　⑧	中村　濱治
	同	嘱託	島崎　正平
	同	同	大貫　芳雄
経理課	課長	事務官　④	小畑　忠
	勤務	同　④	森脇　克己
	同	同　⑤	川中　勇
	同	同　⑤	新関　正一
	同	同　⑤	佐藤　輝吉
	同（第一皇）	衛士監　⑥	亀山　仁郎
	同（第二皇）	同　⑥	青木　宜明
	同	事務官　⑦	小堺　七郎
	同（第二皇）	衛士監　⑦	上杉　天道
	同	宮内技師兼③	権藤　要吉
		禁衛府技師	
	御用掛		山本　末吉
農需勤務班	班長	衛士監　⑤	菊池　孝
		兼技師	
	勤務	嘱託	山崎　卓
	同	同	木村信彌知
	同	同	小杉　幹己
農需勤務班	同	同	津末　敏夫
	同	同	森　博邦
	同	同	西野　敏雄
器材課	課長	事務官　④	永井　利貞
	勤務	同　⑤	高島　祐雄
	同	嘱託	金田　克和
	同	同	夏目　秋次
	同	同	村田　仁作
器材勤務班	班長	衛士監　⑤	長田　貢
		兼事務官	
	勤務	嘱託	押川　清
	同	同	小林　久夫
	同	同	森田　相助
	同	同	長田　正東
衛生課	課長	技師　④	手塚　悦郎
	勤務	衛士監　⑤	佐々木眞三
		兼技師	
	同	同　⑤	熱田　守
附属病院	病院長	御用掛	神田　千治
	勤務	嘱託	若林　巌
	同	同	石戸　利貞
	同	同	中島　喜敏
	同	同	横山　光一
	同	同	久野　禮二
	同	同	渡會　春雄
	同	同	内藤　正二
	同	同	島田　栄顕
	同	無給嘱託	尾崎　浩

皇宮警察部

所属	職	官	氏名
皇宮警察部長		②	岡松進次郎
皇宮警察	警務課長	皇宮警視　⑤	中川　省吾
	警衛課長	同　⑥	川越　憲雄
	赤坂分遣所長	同　⑥	高橋　了吉
	宮城第一分遣所長	同　⑦	湯下　埋一
	消防課長	同　⑦	松永　敬資
	宮城第二分遣所長	同　⑧	小野喜一郎
	京都地方事務所警察課長	同　⑦	湯山　融

（※1につづく）

※1

皇宮衛士總隊本部			
所　属	職	官	氏　名
皇宮衛士總隊長		③	皆美　貞作
皇宮衛士總隊本部	副官	衛士監　④	服部　征夫
	同	同　⑥	矢島　哲次
	附	同　④	遠山彌兵衛
	同	同　⑤	岡野　英男
	同	同　⑤	小林　龍夫
	同	同　⑥	稲垣　二郎
	同（通）	同　⑥	河田　一郎
	同（〃）	同　⑦	高田　武郎
	同（〃）	同　⑦	黒田　長久
	同（〃）	同　⑦	多々良清太
	同（〃）	同　⑦	加藤三重次

第一皇宮衛士隊			
所　属	職	官	氏　名
衛士隊長		衛士監　③	渡邊　多粮
本部	副官	同　⑤	山口　浅男
	同	同　⑥	永田　照
	附	同　④	道家　章麿
	同	同　⑤	林　碩三
	同（総勤）	同　⑥	亀山　仁郎
	同	同　⑥	新田　正澄
	同	同　⑥	湯川　明
	同	同　⑥	森田　敏徳
	同	同　⑦	川又　義行
	同	同　⑦	高山　勇治
	同	同　⑦	山道　千壽
	同	同　⑦	廣瀬誉士夫
	同	同　⑧	中村　濱治
	同	嘱託	井原　好雄
	同	同	青山　信雄
	同	同	名越　繁樹
本部Ⅰ	大隊長	衛士監　④	神田　泰三
	副官	同　⑦	小野　温雄
	附	同　⑤	緒方　等
1	中隊長	同　⑥	山川辰太郎
	附	同　⑥	渡部　信
	同	同　⑦	上保　作蔵
	同	同　⑦	高松　巌
	同	同　⑦	関口　義雄
	同	同　⑧	川上　松美
2	中隊長	同　⑤	橋本　賢次
	附	同　⑥	大島　正虎
	同	同　⑥	大矢孝三郎
	同	同　⑧	小林　節夫
	同	同　⑧	渕川　義之
	同	同　⑧	檜貝　哲郎
3	中隊長	同　⑥	此元志津範
	附	同　⑥	秋吉　定夫
	同	同　⑥	梶山　市作
	同	同　⑦	渡邊　恭二
	同	同　⑧	森　可成
本部Ⅱ	大隊長	同　④	貞方　元
	副官	同　⑥	山田　一郎
	附	同　⑤	田中　義人
	同	同　⑦	牧之内栄三
4	中隊長	同　⑤	日高　靖可
	附	同　⑥	相浦紀一郎
	同	同　⑦	青木　通夫
	同	同　⑧	岡部　重雄
	同	同　⑧	朝日　哲夫
	同	同　⑧	田中　俊夫
5	中隊長	同　⑤	井上　正夫
	附	同　⑥	土　豊
	同	同　⑥	小林　静
	同	同　⑥	曽我　音吉
	同	同　⑥	雪江　憲三
	同	同　⑦	百瀬　文生
	同	同　⑧	児玉　金作
6	中隊長	同　⑤	高木　秀明
	附	同　⑥	江川　菊雄
	同	同　⑥	田中　重美
	同	同　⑦	佐川　博男
	同	同　⑧	田口　正夫
	同	同　⑧	工藤　早苗
	同	同　⑧	大西　良逸
輸送隊	隊長	同　⑥	深井三五郎
	附	同　⑦	高橋　四郎

第一皇宮衛士隊特別儀仗隊			
所　属	職	官	氏　名
特別儀仗隊長		③	伊藤　力
本部	副官	衛士監　⑦	富永宮之助

（※2につづく）

※2

本部	附	同 ⑤	藤田　繁
	同	同 ⑥	土橋　康行
	同	同 ⑥	長尾　懇
	同	同 ⑥	朝比　義一
	同	同 ⑦	本多　雄次
	同	同 ⑥	松根正太郎
	同	嘱託	中島　光男
側車中隊	中隊長	衛士監 ⑥	梅田　陸善
	附	同 ⑦	廻間　芳雄
	同	同 ⑦	伊藤　悌吉
	同	同 ⑦	関口　庄市
自動車中隊	中隊長	同 ⑥	真鍋　正明
	附	同 ⑦	鮫島　秀夫
	同	同 ⑦	岡村　秀夫
	同	同 ⑧	田縁　邦夫
整備中隊	中隊長	同 ⑥	山本　健吾
	附	同 ⑧	大谷波治郎
	同	同 ⑧	板嶌　大郎

第二皇宮衛士隊

所属	職	官	氏名
衛士隊長		衛士監 ③	坪井　堅道
本部	副官	同 ⑤	町田　二郎
	同	同 ⑥	池澤　久男
	附	同 ④	武富　三郎
	同	同 ⑤	林　友三
	同	同 ⑥	相川磯治郎
	同（総勤）	同 ⑥	青木　宣明
	同	同 ⑥	中内　宏夫
	同	同 ⑥	田中　幹夫
	同	同 ⑥	岩瀬　武夫
	同	同 ⑥	横井川忠治
	同	同 ⑦	杉森　精二
	同	同 ⑦	大場伊三郎
	同	同 ⑧	赤間　栄吉
	同（総勤）	同 ⑧	上杉　茂道
	同	嘱託	多湖　央政
	同	同	弓削　静彦
	同	同	小林　剛次
本部Ⅰ	大隊長	衛士監 ⑤	森　潔
	副官	同 ⑥	山野　康美
	附	同 ⑤	木口　武雄
	同	同 ⑦	渡邊　孝蔵
1	中隊長	同 ⑥	廣川　正信
	附	同 ⑥	小林　順一
	同	同 ⑦	高木　末松
	同	同 ⑧	村中幸次郎
	同	同 ⑧	本田　通
	同	同 ⑧	合志　熊雄
	同	同 ⑧	中島　乾
2	中隊長	同 ⑤	谷口　早吉
	同	同 ⑥	下山　克次
	同	同 ⑥	井上　正
	同	同 ⑦	大石　暁
	同	同 ⑦	岡村　正亀
	同	同 ⑧	沼田　正敏
	同	同 ⑧	佐藤　彦
3	中隊長	同 ⑤	宮田東洋男
	附	同 ⑥	船江　正春
	同	同 ⑦	江藤　重幸
	同	同 ⑧	田中　憲一
	同	同 ⑧	藤本　正男
	同	同 ⑧	松田　弘文
本部Ⅱ	大隊長	同 ④	原田　計治
	副官	同 ⑥	児矢野　操
	附	同 ③	島田　開
	同	同 ⑦	岩崎憲次郎
4	中隊長	同 ⑤	枝村　喜太
	附	同 ⑦	渡邊　敏彦
	同	同 ⑦	小椋辰治郎
	同	同 ⑧	山形與五郎
	同	同 ⑧	田中　彌作
	同	同 ⑧	山本　保
5	中隊長	同 ⑤	前山　弘
	附	同 ⑥	青木　旦
	同	同 ⑦	岩根　一夫
	同	同 ⑧	宮本　弘教
	同	同 ⑧	清水　利夫
	同	同 ⑧	柳川　敏
	同	同 ⑧	渡邊　憲一
	同	同 ⑧	秋山　実
6	中隊長	同 ⑥	木村　哲郎
	附	同 ⑥	山口　喜郎
	同	同 ⑧	岡村　豊
	同	同 ⑧	杉山　睦
	同	同 ⑧	鈴木信太郎
	同	同 ⑧	竹内　是
	同	同 ⑧	成澤　剛

（※3につづく）

輸送隊	隊長	同	⑥	梁瀬	泉	奏楽隊	隊長
	附	同	⑧	原	重信		附
							同
						同	⑤
						同	⑥
						同	⑦
						山口	常光
						小山	卯三郎
						岡田	與利治

※3

川合了中佐、遠山弥兵衛中佐が発令され、石原少佐、溝口少佐と四名となった。しかし、十八日夜、石原は水戸教導航空通信師団の決起部隊の説得中、上野で殺害された。石原の後任には元近衛師団副官を経験している藤吉誠之少佐が発令された。これらの異動を額田坦人事局長が担当した。川合の証言によれば八月十五日以降九月十日までの間、人事局補任課の小林友一少佐が担当者となって、近衛の軍人の質を高めるために、当時の陸軍士官学校の区隊長や教官など優秀な人材を引き抜いて次々と近衛に配属した。

禁衛府總務部の人事は上述のごとき異動を経た後の近衛師団司令部の人材を中心に発令された。次のごとき人事構成となっている。

總務部長　石川　晋（陸士34期）
庶務課長　大谷喜一郎（前皇宮警察部長）
企画課長　川合　了（陸士45期）
同　課員　藤吉　誠之（陸士47期）
同　課員　溝口　昌弘（陸士48期）
同　課員　山本　成雄（宮内省職員）
経理課長　小畑　忠（宮内省職員）
農需勤務班長　菊池　孝（獣医少佐）元下志津練兵場の農耕隊を食糧自給のため残置
器材課長　永井　利貞（元兵器部員）旧師団兵器部の業務を継承
衛生課長　手塚　悦郎（宮内省職員）
附属病院長　神田　千治（近衛師団軍医部長）

このなかには宮内省職員が入っているとはいえ禁衛府總務部はまさしく旧近衛師団司令部そのものといってもいいであろう。

三　皇宮衛士總隊

禁衛府には該官制第二条により總務部、皇宮警察部、皇宮衛士總隊がおかれている。総務部についてはすでに論述したとおりである。皇宮警察部については詳述する余裕がないが、所管から衛生課を切り離されたほかは、一般事務の一部を皇宮衛士総隊のものと総務部で統合処理されることになったぐらいで、役所名、職名は変わっても、皇宮警察の基本はなんら変更はないといえる。皇宮衛士總隊については禁衛府分課及編成規程にその編成が規定されている。よって該規程のうち該当する次の三条を掲げよう。

第十一条　皇宮衛士總隊ハ本部、第一皇宮衛士隊及第二皇宮衛士隊ヲ以テ編成シ、守護、儀仗及奏楽ノ事ヲ掌ル

第十二条　皇宮衛士隊ハ本部ニ二個大隊及ヒ輸送隊ヲ以テ編成ス

第十三条　第一皇宮衛士隊ニ特別儀仗隊、第二皇宮衛士隊ニ奏楽隊ヲ置ク

これに基づいて編成を表にすれば次頁に掲げるがごときである。

皇宮衛士總隊本部は元近衛旅団司令部、昭和十五年九月、二個連隊を管轄する旅団から三個連隊を管轄する近衛歩兵団司令部と名称は変わっていたが、その建物を使用していた。つまり、旅団の時は近歩一と近歩二の両連隊を束ねる司令部であったが、皇宮衛士總隊本部は第一皇宮衛士隊と第二皇宮衛士隊を統括する司令部にあたるといえよう。実体はいわば旅団司令部である。

皇宮衛士總隊長に皆美貞作大佐がなった。皆美は陸士25期の卒業生で、近歩一連隊の出身である。昭和十八年五月

十四日、軍令陸甲第四〇号をもって近衛第一師団が新設された際、既存の近衛歩兵第一連隊、同第二連隊に加えて、新設の同第六・第七連隊ほかが編合されたが、皆美はこの新設第七連隊長に補され、終戦までその任にあった。(19)

副官に、　服部　征夫（陸士39期・四等、元中佐）
　　矢島　哲次（六等、元大尉）

本部附に、遠山彌兵衛（陸士45期・四等、最後の近衛師団参謀、元中佐）
　　岡野　英男（五等、元少佐）
　　小林　龍夫（五等、元少佐）

等がおり、他に、主として特別儀仗隊などとの連絡役にあたった、

通信班長　河田　一郎（六等、元大尉）等がいた。

後に設置された臨時皇宮衛士教習所も本部に付属した。別稿で詳述するところである。

四　皇宮衛士隊

第一皇宮衛士隊と第二皇宮衛士隊がある。第一皇宮衛士隊が主として近歩一と二の将兵からなり、旧近衛歩兵第一連隊の兵営をそのまま使用した。第二皇宮衛士隊は主として近歩六と七の将兵からなり、旧近衛第二連隊の兵営を使ったのである。いずれの隊にも本部があり、第一大隊、第二大隊、輸送隊があるほか、第一皇宮衛士隊には特別儀仗隊が、第二皇宮衛士隊には奏楽隊が付属した。本部はそれぞれ旧連隊本部の建物に位置し、また実質それに相応する機能をもつものであったといえよう。

（イ）第一皇宮衛士隊

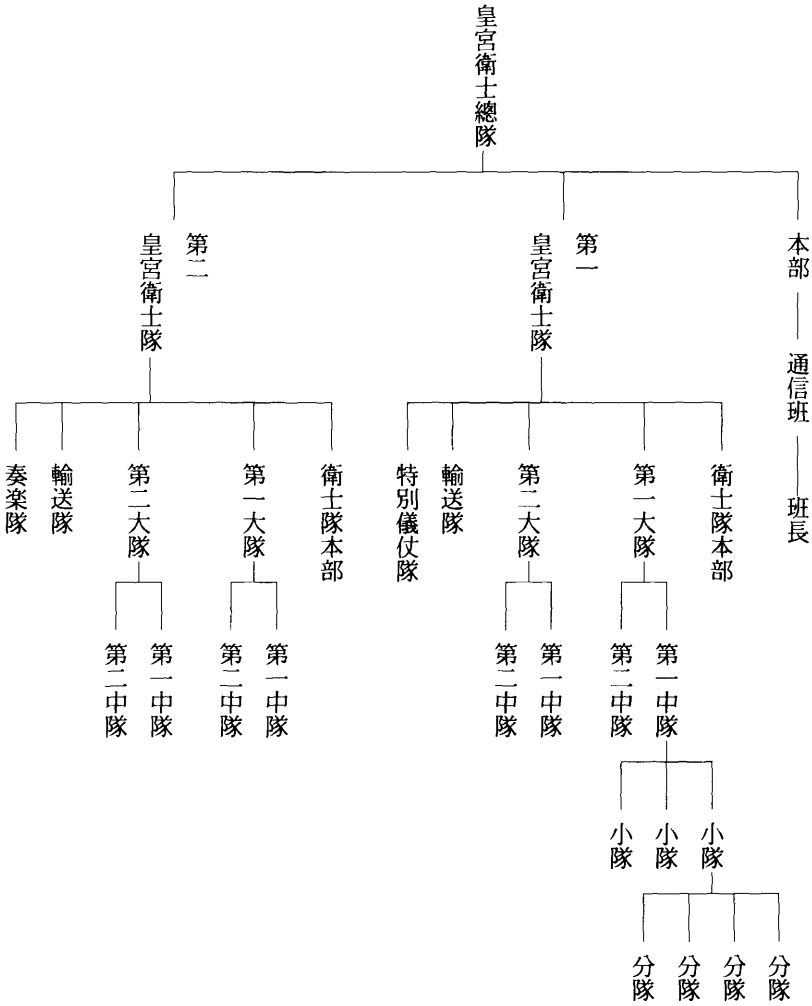
皇宮衛士總隊
第一皇宮衛士隊
第二皇宮衛士隊
本部
通信班
班長
衛士隊本部
第一大隊
第二大隊
輸送隊
特別儀仗隊
第一中隊
第二中隊
小隊
分隊
第一中隊
第二中隊
第一大隊
第二大隊
輸送隊
奏楽隊
衛士隊本部
第一中隊
第二中隊

旧近衛歩兵第一連隊に見立てるのは正しくないかもしれないが、第一皇宮衛士隊長は前近歩一連隊長の渡邊多粮大佐である。陸士第31期卒、三等の奏任官である。

副隊長道家章麿大佐は前近歩二連隊長である。

企画主任は林礪三少佐で五等、總理大臣を務めた林銑十郎の息子。近歩一出身。

甲副官は山口浅男少佐で五等。近歩二出身。

乙副官は永田照大尉で六等。近歩一出身。

経理科長は新田正澄大尉で六等。近歩一出身。

第一大隊長は神田泰三中佐で四等。士官学校中隊長。近歩一出身。

第二大隊長は貞方元中佐で四等。近歩二出身。

特別儀仗隊長は伊藤力大佐で、昭和二十年、近衛騎兵連隊長に補された。三等。

中隊長は山川辰太郎、橋本賢次、此元志津範、日高靖可、井上正夫、高木秀明の六名で、少佐もしくは大尉、官等は五等もしくは六等である。

輸送隊の隊長は深井三五郎大尉、六等。

（イ）

第二皇宮衛士隊

第二皇宮衛士隊長は昭和二十年に第二代の近衛歩兵第六連隊長に補された坪井堅道大佐である。陸士32期卒で、三等奏任官。近歩二出身。副隊長に四等の武富三郎中佐がなったが、臨時皇宮衛士教習所の設置が決まると、その所長として転出した。

企画主任は、林友三少佐で五等、近歩一出身。

甲副官は町田二郎少佐、五等、近歩六出身。

乙副官は池澤久男大尉、六等、近歩六出身。

第一大隊長は森潔少佐で五等。

第二大隊長は原田計治中佐で四等。

奏楽隊長は陸軍戸山学校軍楽隊長山口常光少佐、五等である。

中隊長は廣川正信、谷口早吉、宮田東洋男、枝村喜太、前山弘、木村哲郎の六名で、少佐もしくは大尉、官等は五等もしくは六等であった。

輸送隊長は梁瀬泉大尉、六等である。

皇宮衛士隊の編成についてはすでに表に示した。そこには大隊、中隊、小隊、分隊とあるが、これは旧軍の名称であるから、新生「近衛」、警察隊たる衛士隊としては相応しくない。そこで、禁衛府の法制の立案者であった宮内省大臣官房の高尾亮一参事官の命名により、第一大隊を右近隊、第二大隊を左近隊と称した。「左近」、「右近」の名は京都御所紫宸殿前庭の正面左右にあった「左近の桜」、「右近の橘」からとったといわれている。ちなみに、旧近衛の徽章は星を桜の葉で支え挙げている意匠であり、旧近衛第二連隊の戦友会たる「近歩二会」の機関雑誌の題名は「たちばな」である。[20] ついで中隊は第一中隊を第一寮、第二中隊を第二寮、という具合に建制順に番号を付して、「寮」の名称で呼んだ。小隊は同じく建制順に番号を付して、「班」とし、第一班などの名称で呼んだ。分隊については運用上の必要性がなかったからだろうか、別称はない。

それでは衛士の身分区分はどうかというに、それは四階級あって、次のごとくである。

衛士監は元将校、すなわち士官をいった。佐官も尉官も同じ身分呼称を使った。奏任官である。

衛士長は元准尉及び曹長、すなわち准士官をいった。判任官である。

衛士長補は元下士官をいった。軍曹及び伍長をいう。判任官待遇である。

衛士は元兵のことである。最初は最後の近衛兵といわれた昭和十九年兵、その前の十八年兵の復員者から半強制的に衛士隊に残したが、昭和二十一年二月には新しく募集した衛士と交替した。判任官待遇である。

それぞれの例を、前掲した真鍋豊次衛士長補を中心に見てみよう。

第一皇宮衛士隊長衛士監渡邊多粮（元大佐）

第一皇宮衛士隊左近隊長衛士監原田計治（元中佐）

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮長衛士監田中義人（元少佐）32才

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮第一班長衛士監相浦紀一郎（元大尉）25才

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮第一副班長衛士監大西良逸（元少尉）22才

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮附衛士長補中島豊光（元軍曹）27才

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮第一班附衛士長補真鍋豊次（元伍長）26才

第一皇宮衛士隊左近隊第四寮第一班附衛士菊地勇夫（元上等兵）24才

すでに見た禁衛府官制で、衛士監、衛士長については官職の規定があるが、衛士長補及び衛士の規定はなかった。衛士長補が元軍曹や伍長に相当し、一般兵の指導や教育、管理などにおいて准士官と兵との間に立って重要な位置を占めていることは明らかである。衛士長補は基本的には衛士の階級である。衛士のうちで特別の任務を持つ者という認識であり、衛士長に準ずるということで衛士長補の名を冠した官職の規定がないのかもしれない。

衛士については昭和二十年九月十日、宮内省令第一三号、「皇宮衛士規程左ノ通定ム」として、石渡荘太郎宮内大臣名で発令された下記のごとき規程がある。全文を掲げておこう。

皇宮衛士規程

第一条　禁衛府ニ皇宮衛士ヲ置ク

第二条　皇宮衛士ハ判任待遇トス守護及儀仗ニ従事ス
皇宮衛士ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム
第三条　皇宮衛士ノ服務期間ハ採用セラレタル月ノ一日ヨリ起算シ二年トス
前項ノ服務期間ハ特別ノ事由ニ因リ必要ナリト認ムルトキハ之ヲ短縮シ又ハ延長スルコトアルベシ、但シ一年以下ニ短縮シ又ハ三年以上ニ延長スルコトナシ
第四条　皇宮衛士ノ召募ハ採用ノ年ノ三月三十一日ニ於テ年齢二十年以上二十二年未満ノ者ニ就キ之ヲ行フ
第五条　皇宮衛士ハ身体強健志操堅実ニシテ皇宮衛士ヲ志願スル者ノ中ヨリ地方長官ノ推薦ニ依リ毎年之ヲ採用ス
第六条　前二条ノ外召募ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
第七条　皇宮衛士ノ給与、分限、服務及懲戒ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
附　則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

これによって、衛士の官職が定められている。第三条は服務期間について規定されているが、昭和二十一年一月に召募した新兵から初めて適用される。第四条、第五条、第六条は新兵召募についての基本規定である。新兵召募については後述する。

第七条にある皇宮衛士の服務については「皇宮衛士隊服務規定（案）」なるものが残されている。現在の皇宮警察本部にこの規定について調査を依頼したところ、法令の種別、番号は不明である。（案）と記されたままであるところから、法令としては一般に示達されなかったのではないか、という回答を得た。

該規定は『皇宮警察史』に總則の第二まで紹介があるが、本稿では筆者が皇宮警察本部のご好意で知ることの出来た、第五までを掲げる。[21]

第一　隊宮ハ郷土ヲ代表シ、禁闕守護ニ奉仕スル衛士ノ一大家庭ナリ、故ニ融々和楽、上下左右互ニ相敬愛シ、自ラ進ミテ秩序

ヲ維持シ、綱紀ヲ張リ鉄石ノ団結ヲ結成スルト共ニ、和気靄々裡ニ相互切磋砥礪シ高尚明朗ナル気風ヲ養成シ、以テ衛士タルノ品性及ヒ郷党閭里ノ儀表タル徳操ヲ涵養スルコトヲ要ス

第二　高尚明朗ニシテ、自ラ秩序アリ、内ニ無限ノ温情ヲ包ミ、外ニ綱紀振粛セル一大家庭タルノ実ヲ挙グルハ、実ニ上下ヲ一貫セル徳義ト相互ヲ結ブ情誼トニ在リ、故ニ幹部以下居常道義ニ基キ、厳ニ恣意ヲ戒メ、至誠一貫、正々堂々ノ大道ヲ践ミ、以テ相互ノ信頼ヲ篤クスルト共ニ、徒ラニ理念ノ形骸ニ奔ルコトナク、善意ト骨肉ノ情ヲ以テ相互敬愛シ、死生ヲ同シクシ、喜怒哀楽ヲ共ニスルノ情誼ヲ以テ相結ブルニ至ルヲ要ス

第三　本規程ハ皇宮衛士隊ニ於ケル皇宮衛士隊長（以下衛士隊、衛士隊長ト呼ブ其他之ニ準ズ）以下ノ職責服務ノ要領ヲ規程ス

第四　衛士總隊本部、特別儀仗隊、奏楽隊ニ在リテハ本規程ヲ準用ス、此ノ際衛士隊（衛士隊長）及中隊（中隊長）ニ関スル規程ヲ夫々衛士總隊本部（同總隊長）特別儀仗隊（同隊長）及奏楽隊（同隊長）同通信班（同班長）ニ適用スルモノトス

第五　本規程ニ特ニ明文アルモノノ外妄リニ規定ヲ設クルヲ許サズ

本稿では總則しか掲げることが出来ないが、以下十二章、第百四十に亘る規定である。總則に続いて、団結、敬称、命令報告、通報及び事務、営舎及び室内装置、勤務、保育衛生、火災及び危害予防、消防ならびに非常呼集、郵便物及び電報取扱い等が定められている。

以上、總則の第一、第二が『皇宮警察史』に掲げられているのを見て、皇宮衛士監・元少佐の橋本賢次氏は「その内容はまさに近衛兵そのものの感を深くする」との感慨を氏の論説「禁衛府」で証言されている。該規程總則の内容は禁衛府ではやむをえず、表面は警察の恰好をしているが、皇宮衛士に真に求められる資質は近衛兵の伝統、なかんずくその精神であるということを示していると言える。

この「皇宮衛士隊服務規程（案）」の起案者が誰であったか明らかに出来ないが、しかるべき法令制定手続きを経て法令化するものであっただろう。おそらく起草中に、もしくは制定手続き中に阻害要件が発生して制定中止になったのではなかろうか。

五　衛士の守衛勤務

前節ですでに衛士監、衛士長、衛士長補については論述してきたところである。これらは順に将校、准士官、下士官であり、入営してからそれなりに年月が経っていて、兵隊年齢より相当上である。

そこで「兵」としての衛士である。

まず、昭和二十年九月十日に禁衛府衛士になった人たちを見てみたい。

彼らは主として昭和十九年十二月徴集の兵で、最後の近衛兵となった二等兵もしくは一等兵である。彼らには平時と同じく直接近衛の各連隊に入隊した者と、近歩要員として各地の連隊で特別教育を受け[22]、一期の検閲を受けて後、昭和二十年四月、近衛各部隊に入隊した者とがいる。そのほか古参兵も数多く衛士として残ったといわれている。

約三千名が衛士として残るはずだったが、その要員確保は順調だったか。定員と現員との差はどうか。

定員については、本稿第二節で、『皇宮警察史』[23]（以後単に警察史という）所載の定員表（昭和二一・一・二五現在）を掲げたが、それによると、衛士監以下、衛士総隊の総定員は合計一、六七八名である。[24]しかし、同年同月十四日、新しく召募した衛士のために、臨時皇宮衛士教習所が発行した『禁闕守護教科書（巻一）』（以後単に教科書という）にはとあ

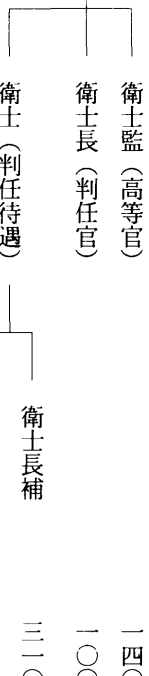

り、合計二、六七〇名となっている。教科書より十一日後の日付の警察史所載の定員はこれよりも九九二名少ない。

そこで、現員である。教科書によれば上述の定員にもかかわらず、衛士監以下約一、七六〇名が現在隊員であるから、約九一〇名の欠員といえる。つまりこの現員は警察史所載の定員に近い数字である。教科書所載の現員より、さらに退職して減少した現員を追認する形で、警察史所載の定員となったのではないか。[25]

従来、近衛兵になるということはきわめて名誉なことであった。にもかかわらず、この時期の定員割れは上記のごとくであり、衛士總隊の要員の確保がいかに困難であったかが分かる。これらの背景にはいかなる事情があったであろうか。

まず第一に、上級幹部たる衛士監の確保は旧将校であること、職業的意識の旺盛なこと、などからも比較的容易であったはずである。しかし、このなかからも少しずつ帰郷を申し出る者がでてきて、最初の二カ月は組織や命課を変更することが相継いだといわれている。[26]

第二に衛士である。旧近衛兵のうち、主として初年兵を中心に「上官の命令」で皇宮衛士隊員にした者がほとんどであるという。[27] 敗戦の混乱の中、郷里の身内のことが心配で、一時も早く自由の身になって、わが家に帰り、家族や縁者の安否を確かめたいと心はやらせた人がほとんどであったであろう。特に初年兵のうちには各地の連隊で教育を受けた後に、近衛に配属された者もおおくいたので、これらの兵にはなぜ自分が残らねばならぬのかとの不満も多かったという。[28]

戦後、慶應義塾大学の図書館に勤務していた秋山実氏は次のように証言する。

私は終戦時近衛の小隊長であった。中隊附きの将校二〜三人と、禁衛府に衛士監として残り、大学法学部出身という理由で、民主主義について、近衛から残留した衛士に対し講義せよ、との命令を受けて、百名位の名簿を預かって、公民など民主主義の説明をしていたが、受講生がどんどん辞めていって困った。十二月になると石川禁衛府總務部長（最後の近衛師団参謀長）に呼

ばれて、学校へ復員しても良いがどうするか、という話であったので、私は学校に戻った。[29]

ここでいう衛士はすでに近衛兵として初年兵教育を受けて、検閲を済ましている者で、宮城の守衛勤務に就ける者ばかりであったことはいうまでもない。秋山氏が行ったのはかかる衛士に対して、日本の非軍国主義化を標榜する占領軍の意を受けて、民主主義とは何かの講義であった。敗戦という形ではあったが、戦争は終了した。日本軍隊は占領軍の方針で解体されつつある。かかる環境の中で、家族や自分の将来の職業等が心配で、また早く軍隊から解放されて自由になりたい、すなわち衛士を辞めて、郷里へ帰りたいと願う者を強制だけで営舎にとどめ置くことは困難になっていたことを示している。[30] 秋山氏等が行った民主主義の教育もこれに拍車をかけたに違いない。

橋本賢次氏はその稿「禁衛府」で、出来たばかりの禁衛府における衛士の営内生活にふれて、次のごとく述べている。すなわち、

> 隊員はかつては全国から選抜され近衛兵としての名誉と矜持を持った若者たちではあるが、敗戦による世の中の混乱、各種のデマ、食糧不足、インフレ、戦犯の指名などの世情に加えて、郷里の肉親の生活や農地問題など、隊員の心情をかき乱すことが多かったので、家の窮状を訴えて離隊を希望する者を止めることもできず、また隊内でも「自由・自由」の風潮が高まり、かつての軍の規律は急速に低下していくのもやむを得なかった。

という状況にあった。そこで、当時の幹部たちも頭の切り替えをして、この激変に対応せざるを得なかった。隊内の生活はある程度自由になり、規律も大幅に弛緩するのを容認しても、最大任務である御守衛勤務だけは完璧にやりとおす、という方針である。[31]

それでは非軍国主義化が叫ばれる中で、彼らはどのような勤務に就いたのだろうか。

教科書によれば、前述の定員にもかかわらず、大幅に欠員の多い、現員の約一、七六〇名で、次のごとき勤務をすることとした。[32]

一、宮城御所

守護隊ヲ編成シ、總計衛士監以下約二二〇名ヲ以テ二四時間交代ニテ服務ス。

守護隊ハ總隊長ノ指揮ニ属シ、勤務ハ禁闕警衛守護規程同細則ニ拠ル。

二、御用邸衛隊

衛士監以下約六〇～八〇名ヲ派遣シ御用邸ノ守護ニ任ズ。長官ニ直属シ、三週間服務トス。現在ハ沼津御用邸ノミナルモ、行幸啓ニ伴ヒ臨機派遣セラル。

三、宮邸服務衛士

在京六宮家ニ衛士長補以下三名、計十八名ヲ派遣シ、宮邸ノ御守護ニ任ズ。總隊長ニ属シ、一週間服務トス。

四、供奉警衛勤務

行幸啓ノ途次及御駐輦（輿）間、側近御警衛ニ任ズルモノニシテ、選抜セル衛士監及衛士長（補）、供奉間側車ニ搭乗シ、御警衛ニ任ズ。側車ヲ操縦スベキ衛士長（補）ハ特別儀仗隊所属ノモノトス。

このうち宮城御所警衛の勤務は次の五つの衛隊に分かれてなされる。

◇宮城正門衛隊　正門他八ヵ所（正門、鉄橋のみ複哨、その他単哨）計一一名

◇宮城西衛隊　賢所衛隊　賢所正門他四ヵ所　計六名

半蔵門分遣所　半蔵門他二ヵ所　計四名

北門分遣所　北門他一ヵ所　計　昼四名

夜五名

◇赤阪離宮衛隊　御車寄他四ヵ所　計　昼五名

夜六名

◇大宮御所衛隊　御所正門他三ヵ所　計四名

◇青山東御殿衛隊　桑畑他一カ所　計二名

御守衛勤務の場所等については旧近衛連隊時代とほとんど同じである。

宮城御所守衛に約二二〇名であたる、としているが、近衛兵の時代は明治七年以来、歩兵半大隊を以て、守衛勤務に当たり、後に一大隊との表現となるが、実際は半大隊が上番の、すなわち当直勤務の守衛隊を構成し、残り半隊は控兵として待機する。一大隊は平時三〇〇名、半大隊は一五〇名であるから、よって宮城守衛隊は一五〇名で構成されていた。(33) 戦時編成によると一大隊が五〇〇名、半大隊が二五〇名となる。昭和七、八年頃からずっと戦時編成が常識となっているので、禁衛府の守護隊が「衛士監以下約二二〇名」の定員は戦時編成に準じているといえるであろうか。(34)

御守衛に関する法制の変遷については国立公文書館調査官渡辺文也氏の調査があるので、それを参考にしたい。(35)

御守衛の規定の先駆けは、一、東京遷都後の「櫓門枡形門通行規律」(明治二年四月)、二、「諸宮門等守衛規律之大概」(同年九月)、三、「諸御門警戒兵規則」(同三年三月)であり、三藩御親兵制度ができると、四、「御城内諸御門警戒兵規律」(同年四月)となって、後、近衛条例に引き継がれる。近衛条例は明治五年三月(陸軍省へ達)に制定され、同七年(陸軍省達、布第二十四号)、同十三年(陸軍省へ達。陸軍省達、達乙第六十二号陸軍全部)、同十四年(陸軍省へ達。陸軍省達、乙第三十二号陸軍全部)、同十八年(近衛へ達)に改訂・改正された。その後、明治二十三年に近衛司令部条例(勅令)、同二十四年、近衛師団司令部条例(勅令)を経て、昭和十五年、近衛師団司令部(軍令)で終わっている。本来、法制的には同二十年の禁衛府官制へと続くものといえるであろう。

ただし、御守衛関係については明治十三年の近衛条例改正以後、条例から外し別に定めることとなり、まず明治十四年「近衛守衛隊服務概則」(陸軍省達乙第十三号)が制定され、ついで、同十七年「近衛守衛隊規則」(陸軍省達乙第一号)に改正された。その後、同二十年・陸達第六十八号で改正されて以後は、実に二十四年間は異動がなかった。

しかし、同四十四年三月二十七日「上奏裁可」、四月四日軍令陸乙第一号をもって、告示することを要しない「軍令」として改正されて、これを「禁闕守衛勤務令」と称し、官報への登載もなかった。「禁闕」の語が法制用語として使われたのはこれが初めてといわれる。この禁闕守衛勤務令の秘扱はもちろん、手続き文書も密発密受とされ、配布先も近衛師団一四五、第一師団、八衛戍総督、宮内大臣、警視総監、総理大臣各一、憲兵司令官二、陸軍省の歩・騎・砲各課一、計一六三に限定されている。該令は昭和四年五月一日上申し、九月三日、軍令陸乙第二十六号として、数カ条を改正しただけで、内容に変化のないまま、終戦を迎えている。

禁衛府になっても基本はこの「禁闕守衛勤務令」の通りであったといえるが、問題は占領軍当局や占領軍の兵隊が禁闕守衛に対して、いかなる対応をしてくるか、もし不敬なことをしたり、皇居に不法に乱入したり、天皇の生命を脅かすような行動があった場合、どのような形でそれを阻止するか、ということである。

かかる危惧は禁衛府創設時においては最も強かったと考えられる。

進駐してきた占領軍が次に掲げる「米第八軍司令官ヨリ隷下各部隊ニ与ヘタル指示」を出したという情報を日本政府の終戦連絡幹事会が入手したのはまさしく禁衛府発足の日、九月十日午後二時以降のことである。(36)

第八軍司令部ＡＰＯ三四三

一九四五年九月九日　　第八軍

作戦ニ関スル指示

一、東京地区占領ニ際シ宗教的社寺、宮廷（複数）及此種地域ハ我軍ニ依リ破壊又ハ冒瀆セラレザルヲ要ス

軍隊此ノ種地域ヲ含ム地域ヲ占領シタル時ハ其ノ責任指揮官ハカカル地域及其ノ内容物ニ対スル凡有冒瀆又ハ瀆神行為ノ防止ニ必要ナル手段ヲ講ズルモノトス

二、米軍其ノ所在地区ヲ占領シタル場合、衛兵ヲ要スベキ地域左ノ如シ

Ａ．全宮城（複数）及附随的離宮（複数）

B．靖国神社、C．乃木神社、D．東郷神社、E．東郷邸、
F．明治神宮（内苑）、
G．神社（複数）、H．泉岳寺

（以下略）

かかる指示をアイケルバーガー中将の命令をうけて、クローデス・E・バイヤー少将が発している。宮城の全部を中心とした日本民族の精神的地域、神聖なる所を犯してはならない、との命令である。旧稿でもふれたように九月三日、横浜連合軍最高司令部で、重光葵外務大臣がマッカーサー元帥と会った際、マッカーサーは天皇のガードを心配して、日本政府の執る措置について質問したが、重光は近衛師団が解散されるので、宮内省直属の「ポリス・ガード」が組織されつつある旨答えた。(37) このように、米軍高官は天皇の警護について十分な気遣いを示した。

しかし、日本側、宮城守衛の当局者の心配は大変なものがあった。

其の例の一つに、九月二十七日、天皇のマッカーサー訪問がある。会見後の二人の写真とこの時の天皇の言葉は世界的に有名になった。禁衛府から皇宮警察部の川越憲雄警衛課長と橋本賢次衛士監が供奉警衛にあたった。

橋本氏は總務部の藤吉誠之より秘密の行幸であるから平服で、武器の携行は一切しないこと、市中の交通止めも警察官の配置もないことを知らされ、命がけの護衛となったことを回顧しておられる。(38)

『禁闕守護教科書』は衛士の、いわゆる新兵教育のための教科書であり、当然、内部の秘密文書であるが、それには守護の方法について詳しく述べられている。教科書の第二巻の第十五章「守護勤務細部ニ就テ」のなかに次のような記事が見える。(39)「六、対進駐軍動作」の見出しを持つ項では、

一、進駐軍ニ対シテハ勉メテ穏健親切ニ取扱ヒ、其ノ影響スル所実ニ一身ノミニアラザルヲ思ヒ、慎重ニ接スベシ
二、皇宮警手ヲシテ折衝セシムルト共ニ、常ニ注意シアルモノトス

三、立札又ハ英文記載紙ナク言葉通ゼザルトキハ速ニ衛隊司令ニ連絡シ自己一人ニテ解決セントシ間違ヒヲ生ゼシムベカラズ
四、進駐軍ニ対シテハ如何ナル場合ト雖モ武器ヲ使用スベカラズ

とあるように、進駐軍に対しては、如何なるトラブルも起こしてはならない、穏忍自重をし、どんなことがあっても武器使用は禁止される。

それゆえか、進駐軍との折衝には原則として衛士は当たってはいけないのであって、もっぱら皇宮警手を其の任に当たらせることにした。

進駐軍・米兵が宮城や天皇に対してどの様な態度をとるか、禁衛府幹部が非常に神経質になったことは確かで、立哨員の「警戒ノ重点」を記した項には「米兵の挙動」が挙げられ、「警戒ノ要領――昼間――」の項では「米兵ニ対シ注意」などの指摘があることからも明らかであろう。(40)

また銃の取り扱いについてもおなじことがいえる。近衛師団の時代は昼間の立哨では兵は腰に着剣し、銃床を地に立てて警戒に当たった。動哨は銃を抱えて動きながら警戒した。夜間は立哨動哨とも剣を腰から外し、銃の先端にその剣を装着したものである。

ところが、禁衛府になると、占領の始まる前の段階でこそ大がかりな兵火器の譲渡などがあって、旧軍に近い形であったが、銃や剣を持つこともはばかられたという。事実、『教科書』には異状発生時の措置として、「異状発生セバ直ニ音声ヲ以テ衛士所ニ報告スルト共ニ適宜処置ス」とあるが、その処置たるや「門ヨリ怪漢侵入セバ『正門歩哨気ヲ付ケ』ヲ叫ビ、速カニ体当リヲ以テ逮捕シ、事故ヲ未然ニ防止ス」というものであった。立哨動哨とも銃は持たず、銃は哨舎の中に立て掛けておくこと、兵は腰に三十センチメートルくらいの剣を着けることだけは許された。しかし、この着剣も昭和二十一年の三月頃になると禁止となった。(41)

さらに、橋本賢次氏の証言によれば、

衛士は服は黒く染めましたが、小銃を持って、立哨しておりましたので、早くから駐留軍から奇異な目で見られており、特にソ、中、英の代表あたりが（筆者註、衛士という名の兵士の存在に）相当クレームをつけたのではないか。歩哨は当初は門前に立ったが、十二月頃からは門内の最奥にかわり、門外からは地方警察――駐留米兵――皇宮警察――衛士の順で警戒線が敷かれていた

という風に、禁衛府幹部も、おそらく陰に陽にあったであろう内外の圧力への対応に苦慮していたことがうかがわれる。(42)

六　結　論

先に近衛の徽章のことについて述べたが、それは星を桜葉と花で支え挙げたものであった。禁衛府のそれは星の代わりに菊を桜葉と花で支え挙げたものになっている。つまり、帝国陸軍の象徴たる星が皇室の紋章たる菊花に変わった。

よって皇宮衛士の守護勤務服務上の覚悟とは(43)

禁闕警衛守護勤務ハ禁衛府ノ主務ニシテ、今次敗戦ニ伴フ政治経済思想ノ混乱状勢ニ処シ、之ニ服スル職員ハ如何ナル困難ニ遭遇スルモ、我国体ノ尊厳ト皇室尊崇ノ信念トニ透徹シ、確乎不抜ノ信念ト毅然タル態度ヲ持シ、其ノ責務ノ重且大ナルト御殊遇トニ感奮シ克ク諸条規ニ通暁スルト共ニ全力ヲ傾注シテ之ガ服務ノ完璧ヲ期シ、身ヲ以テ其ノ責ニ任ジ、絶対ニ尊厳ナル国体ノ護持ニ任ゼザルベカラズ

というものであり、あれだけ叩き込まれて国民全体の信念となっているはずの天皇尊崇の思想さえ、敗戦の混乱の中では危ういものになりつつある。かかるときであるからこそ、禁衛府の当事者にとっては軍隊の種の保存よりも、目

の前の国体護持、すなわち玉体の護持に命がけで当たることを強調せざるを得なかったのであろう。

しかし、ただ単なる国体の護持ならば、皇宮警察を増やすだけで良かった。つまり、警察だけでは守護は出来ないとの当時の常識があったとしても、現実には昭和二十年四月一日以降は警察だけで守護することになったし、其の体制は自衛隊が十分国防力を持っている現在でも変わっていない。要するに此の時点ではあくまで旧軍、すなわち近衛の優秀な種を残すという構想であったと結論づけられる。

ただし、米軍の占領行政が進捗してきて、軍国主義排撃の政策実行がとても厳しいことや米兵の態度が意外に紳士的であること、マッカーサーの天皇制擁護に対する気持ちがあること等が分かったため、実際には近衛の残した、あの優秀な兵火器等を持ち出す必要もなかったし、それを使用しての軍事訓練は一切行われなかった。実施された訓練は徒手体操と銃剣術だけだったという。

（平成六年九月三日脱稿）

（1）藤井徳行「昭和二十年・禁衛府の研究――その成立まで――」、手塚豊編著『近代日本史の新研究』第六巻、昭和六十二年、北樹出版刊、二八－八六頁参照。

（2）John W. Wheeler-Bennett, 'THE NEMESIS OF POWER–The German Army in Politics＝1918–1945, Macmillan & Co. Ltd., London, 1954（台定邦訳、みすず書房、昭和五十九年新装版）、全四〇四頁。B. H. Lidell Hart, The German Generals Talk, 1948（リデル・ハート『ナチス・ドイツ軍の内幕』岡本雷輔邦訳、原書房、昭和四十八年）一〇－一九頁。

（3）禁衛府官制は皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』、昭和五十一年、皇宮警察本部刊、六九九－七〇〇頁を参照。

（4）官位官等については内閣官房編『内閣制度九十年資料集』、昭和五十一年、大蔵省印刷局刊、所掲の「第一、内閣制度創設前の明治中央政府組織」（一－七五頁）による。明治二年七月八日、職員令並官位相当表（同上書、一一－一七頁）が出されたが、これは虚位たる正一位を除く従一位から従九位まで官位正従十七位を定めたものであった。これが、同四年八月十日、官制等級の改正となって、官位相当が廃止され、新たに官等十五が立てられ、三等以上を勅任、七等以上を奏任、八等以下を

判任としたが、ただし、武官は四等以上を勅任とした。また太政大臣、左右大臣参議の三職は天皇を輔翼する重官であるから、諸省長官の上であるとして等を設けない（同上書、二四－二七頁）。等外の重職の勅任官を親任式をもって任じ、親任官と呼んだ。後になると国務大臣、陸海軍大将、枢密院議長副議長顧問官、宮内大臣、内大臣、朝鮮総督などがこれにあたる。翌五年正月二〇日、太政官第一六号として官等表が発表され、欄外で、四等の陸海軍少将は勅任官とするという規定を記した（同上書、二七－二九頁）。同十九年三月一日、勅令第六号「高等官官等俸給令」がでて、高等官を勅任官と奏任官に分け、勅任官中親任式をもって叙任する官を親任官といい、親任官以外の勅任官を二等に分け、奏任官を六等に分けた。結局、先に四等で特例の勅任官だった陸海軍少将は該改正で勅任官二等になった。大将が親任官で、中将は勅任官一等である。陸海軍武官の年俸は別に定められた。同年四月三十日、「判任官官等俸給令」がだされて、判任官を十等に分かった。陸海軍准士官下士の月俸は別に定められた（同上書、四三三－五一二頁）。

(5)　近歩一聯隊史刊行委員会編『近衛歩兵第一聯隊歴史』下巻、昭和六十一年、全国近歩一会刊、三九－四九頁。

(6)　前掲『内閣制度九十年資料集』、「第二、内閣制度、一、明治」、七七－七八頁。

(7)　内閣官報局編『法令全書』（明治十九年）、原書房復刻版、第十九巻の二、昭和五十二年刊、三八－四六頁。

(8)　前掲『内閣制度九十年資料集』、「四、公式制度等」（六七九－七二一頁）のうち「公文式」（六八二－六八三頁）、「公式令」（六八四－六八六頁）を参照のこと。

(9)　内閣官房編『内閣制度七十年史』、昭和三十年、大蔵省印刷局刊、三二三－三二四頁参照。

(10)　手塚豊博士のご縁で皇宮警察本部から該規程の全文資料と法令の種類、番号等を頂戴し、ご教授して頂いた。部分的には『皇宮警察史』、七〇〇－七〇二頁に抜粋してある。

(11)　橋本賢次稿「禁衛府」（『全国近歩一会報』第二十九号、昭和五十八年所収）、一六頁に写真が掲げられている。又衛士長のものは同上書、二二頁に金元氏のが同じく写真入りである。それによれば、

＊　金元豊

任皇宮衛士長

昭和二十年九月十日

とだけ記されており、「宮内省印」の角印が日付の上から捺してある。

金元氏は広島県三次市出身、衛士長として経理部に所属し、会計、衣服、糧秣等の経理事務を担当し、禁衛府廃庁後は郷里の

村役場に勤務した（同上、「禁衛府に服務して、広島、金元豊」）。

(12) 岳父下野軍次（近衛歩兵第三連隊、昭和十三年徴集、伍長）氏が元近衛兵の集まりを通じて調査し、禁衛府に勤務していた真鍋豊次氏を紹介してくれたのは昭和五十九年のことであった。同年六月十五日、兵庫県中郡中町牧野の自宅に氏を訪ねてインタビューした。綺麗に保存されていた大量の資料を借覧した上に、何度も電話や手紙で質問を繰り返したが、その都度丁寧にご教授いただいた。下野、真鍋の両氏の学恩に感謝したい。

(13) 前掲『皇宮警察史』、七〇二頁。

(14) 額田坦『陸軍省人事局長の回顧』芙蓉書房、昭和五十二年、一九五頁。終戦時、侍従武官であった吉橋戒三陸軍大佐は戦後、防衛大学校教授、陸上自衛隊幹部学校長を歴任されたが、その著「侍従武官としてみた終戦の年の記録」（軍事史学会編刊『軍事史学』第二号、昭和四十年八月、九六－一〇六頁）に森近衛師団長のことや宮城事件など現場におられた人として事実を詳細に報告をされている。

(15) 不思議なことに後藤光蔵初代禁衛府長官も菊池盛登第二代禁衛府長官も大分県出身である。ほかに終戦にまつわる人事でいえば、終戦を決める最後の御前会議で三対三の抗戦派、阿南惟幾陸軍大臣、梅津美治郎陸軍参謀総長、豊田副武海軍軍令部總長、ミズーリ号艦上で梅津美治郎全権大使と共に降伏文書に調印した重光葵外務大臣等が大分県出身である。尾立厚士「近歩要員」（大分支部、２ＭＧ、十八年兵）、前掲『たちばな』第四〇号（平成二年一月）、近歩二会刊、八三－八四頁。

(16) 筆者は禁衛府の官制廃止の一原因として、共産党等による軍国主義攻撃、天皇制攻撃があったのではないか、と考えている。これらについては「禁衛府における新兵教育と官制廃止経緯」（仮題）という別稿を用意している。

(17) 石川晋については石川達三の著『時代の流れとともに』新潮文庫、昭和五十二年、二二九頁に「兄に贈る弔辞」がある。また、橋本賢次氏に「總務部長・石川晋さんのこと」という回顧文があり、石川晋・達三兄弟との思い出がつづられている（橋本賢次「禁衛府での思い出」、『全国近歩一会報』第二九号、昭和五十八年所収、二一頁）。

(18) 『全国近歩一会報』の編集者、元衛士監の橋本賢次氏に初めて会ったのは昭和六十二年四月十三日、吉祥寺駅近くの喫茶店である。氏は禁衛府に関する写真集を始め、初めて見る資料も沢山持参して下さった。又翌十四日、元禁衛府總務部企画課長川合了氏を東京都世田谷区祖師谷の自宅に訪ねてインタビューし、政策立案者としての詳しい情報を頂戴した。橋本、川合両氏からはその後も見解を記された手紙や貴重な資料を送付していただいた。記して学恩を深謝する。

(19) 近衛師団の改編は近歩一聯隊史刊行委員会編『近衛歩兵第一聯隊歴史』下巻、昭和六十一年、全国近歩一会刊、一一、一

五二頁参照。橋本賢次稿「禁衛府」(『全国近歩一会報』第二十九号、昭和五八年、全国近歩一会編刊、所収)、一五頁。

(20)　近歩二会の機関誌『たちばな』については平成六年七月までに刊行したもの全部を元近衛第二連隊に勤務された中西茂(福山市東手城町在住、専光寺総代)氏より借用した。記して学恩を深謝する。

(21)　筆者が資料として、故手塚豊博士より頂戴したファイルに、この資料を提供して下さった皇宮警察本部某氏の昭和五十一年十二月十三日付けの書簡があるが、それには提供者の氏名を公表しないようにと書かれている。よって、該資料の入手経路を詳細に明らかにすることが出来ない。

(22)　細川主税「禁衛府・沼津儀仗隊の思い出」、『全国近歩一会報』第二九号(昭和五八年九月一日)、全国近歩一会刊、所収、二四頁。尾立厚士「近歩要員」(大分支部、2MG、十八年兵)、『たちばな』第四〇号(平成二年一月)、近歩二会刊、所収、八三-八四頁。細川は十九年兵で、尾立は十八年兵である。ともに衛士となった。

(23)　『皇宮警察史』、七〇二頁。

(24)　臨時皇宮衛士教習所『禁闕守護教科書(巻一)』、昭和二十一年一月十四日、同上所刊、六二頁。

(25)　同上書、六三頁。

(26)　橋本賢次「禁衛府」、『全国近歩一会報』、第二九号、昭和五十八年、一六頁。

(27)　赤間虎夫「最後の近衛兵」(宮城支部、十九年兵)、『たちばな』第四一号、平成二年六月、近歩二会刊、六〇頁。

(28)　橋本賢次稿、前掲「禁衛府」一六頁参照。

(29)　昭和五十五年四月二十六日、筆者の秋山実氏へのインタビューによる(於三田商店街のレストラン)、当時秋山氏は慶應義塾の職員で、三田の図書館に勤務しておられた。

(30)　事実、真鍋豊次氏も一度禁衛府衛士長補に採用されると同時に、兵庫県の実家への帰郷を許されている。以下の四枚の証明書は終戦、復員帰郷、赴任、退職帰郷の過程を示している。

＊1　召集解除証明書

徴集年次十六年　役種現役　階級伍長　氏名真鍋豊次

右ノ者昭和二十年九月十日召集解除セシメタルコトヲ証明ス

昭和二十年九月十日

東部第三部隊長　　印

注意（一）本証明書ハ速カニ本人ノ本籍地市区町村長ニ提出スルモノトス
（二）被交付者ハ本証明書ヲ右ノ要件以外ニ使用スルコトヲ禁ズ

＊2　従軍証明書
本籍地　兵庫県多可郡中町奥中七〇三
官氏名　陸軍伍長真鍋豊次
右ノ者東部第三部隊ニ於テ従軍中ノ処昭和二十年八月十八日軍令陸甲第百十六号ニ依リ復員帰郷シタル者ナルコトヲ証明ス
昭和二十年九月十日
東部第三部隊長　道家章麿　印

＊3　赴任証明書
兵庫県多可郡中町奥中七〇三番　氏名真鍋豊次
右之者宮内省禁衛府ニ採用セラレ昭和二十年十月四日迄ニ赴任ヲ命ゼラレアルコトヲ証明ス
昭和二十年九月十日　禁衛府　印

＊4　居住証明書
住所又は居所　東京都麹町区代官町第一皇宮衛士隊第四寮
氏名　真鍋豊次
摘要　昭和二十一年三月三日午前零時現在
三月分三月二十八日マデ旅費参百圓支払ズミ
右証明ス
昭和二十一年三月十九日
第一皇宮衛士隊長　印

(31)　橋本賢次稿「禁衛府」、『全国近歩一会報』第二九巻、一七頁。自由の風潮と幹部の頭の切り替えは、禁衛府に意外に早くやってきた。たとえば、昭和二十年九月、禁衛府発足とともに、本部、経理、将校集会所、酒保、被服倉庫等の要員として女性職員三十数名を採用したことである。明治以来七十年、女人禁制であった竹橋屯営に、女性が入って華やいだ雰囲気を醸し

たことは画期的なことであったと言える。近歩一会東京支部今成素直「禁衛府の思い出」、同上『近歩一会報』、二二頁。

(32) 前掲『禁闕守護教科書(巻一)』、六三―六四頁。

(33) 近歩一聯隊史刊行委員会編著『近衛歩兵第一聯隊歴史』下巻、昭和六一年、全国近歩一会刊、四四―六八頁参照。

(34) 伊藤桂一『兵隊たちの陸軍史――兵営と戦場生活――』番町書房、昭和四十七年、四三―四四頁。平成六年八月中、終戦時南京に駐留した第六軍軍司令部参謀部附陸軍少佐藤田茂利太氏から貴重な資料並びに旧軍についての知識を教授していただいた。ここに記して、学恩を深謝する。

(35) 近歩一聯隊史刊行委員会編著、前掲書、三九―四九頁参照。

(36) 国立公文書館所蔵『昭和二十年八月　終戦関係書類　内閣官房総務課長』(2A四〇資三七三)の簿冊のうち資料番号四〇。九月十日午後二時、政府の連絡機関たる横浜機関浦中中佐が米軍より受領した情報を、「横浜機関報」第五八号として陸軍省軍務課村中中佐に送ったもの。資料の続きは次のごとくである。

三、墳墓ノ冒瀆及記念物ノ毀損防止ノ手段ヲ講ズルモノトス
　又軍人ハ個人ノ庭宅(ママ)及公衆浴場ニハ立入ラザルモノトス
四、米軍将士ノ日本ノ劇場入場ハ軋轢惹起ノ原因タルベキヲ以テ現在ニ於テハ認メザルモノトス

(37) 「重光外務大臣『マックァーサー』会見、昭和二十年九月三日、自一〇時三〇分至一二時、於横浜連合軍最高司令部」(江藤淳編『占領史録、第一巻――降伏文書調印経緯――』講談社、昭和五十七年、二七三頁)。

(38) 橋本賢次「禁衛府での思い出」、『全国近歩一会報』第二九号、昭和五八年、二〇頁。

(39) 前掲『禁闕守護教科書(巻二)』、一七、二二頁。真鍋豊次氏所蔵の同上教科書のこの該当部分には二重丸がしてあり、「二十五点」の文字と丸や傍線が沢山書き込んであるところをみると、該箇所が新兵教育上の重点の一つであり、点数は試験をする際の配点らしいことが分かった。

(40) 前掲『禁闕守護教科書(巻三)』、「第二十一章　赤坂離宮衛隊」のうち「第二節　御車寄立哨員」、八〇頁。

(41) 平成六年九月一日、筆者の真鍋(現在藤井姓)氏への電話インタビューによる。

(42) 昭和六十二年四月六日付けの橋本賢次氏から筆者への書簡による。

(43) 前掲『禁闕守護教科書(巻二)』、一七頁。